

# 屋外広告業の登録について

## 1. 屋外広告業とは

屋外広告業は、屋外広告物法第2条に「屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を行う営業をいう」と定義されています。具体的には、広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の工事を請け負い、屋外にて公衆に表示することを業として行う営業を指し、この場合の元請け、下請け等の立場の形態にかかわらず該当します。なお、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を実際に営まない広告代理業や広告物の印刷・製作業などはこれに該当しません。

## 2. 登録期間及び更新の登録

屋外広告業の有効登録期間は5年間です。このため、引き続き高知市において、屋外広告業を営もうとする場合は、5年ごとの更新登録が必要となります。更新の登録を受ける場合は、屋外広告業の更新の登録を申請してください。

## 3. 標識の掲示

登録を受けた屋外広告業者（以下「屋外広告業者」という。）は、営業所ごとに、商号、名称又は氏名等を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。

## 4. 帳簿の備付

屋外広告業者は、営業所ごとに帳簿を備え、屋外広告物の表示又は設置の契約ごとに記載、作成し、各事業年度の末日から5年間保存しなければなりません。

## 5. 登録の変更

屋外広告業者は、次に掲げる登録事項について変更があったときは、変更のあった日から30日以内に届出が必要です。変更の届出を行わなかった場合や虚偽の届出をした場合は、登録の取消又は営業の停止となる場合があります。

○変更届出が必要な登録事項

- 1 商号、名称又は氏名及び住所
- 2 高知市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地
- 3 法人の場合は、その役員・氏名
- 4 登録申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所
- 5 営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

## 6. 廃業等の届出

屋外広告業者が廃業する場合等は、廃業等に該当することとなった日から30日以内に届出が必要です。

## 7. 登録の拒否

登録申請書に虚偽の記載がある場合や重要な事実の記載がない場合等は、屋外広告業の登録を受けることができません。

## 8. 違反に対する罰則等

登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合や、不正な手段により登録を受けた場合など条例等に違反した者は、登録の取消し又は営業の停止、若しくは1年以下の懲役又は50万円以下の罰金等に処せられる場合があります。

## 【提出書類】 屋外広告業の登録申請(新規・更新) 届出

### ① 登録申請手続の概要

屋外広告業登録申請書（第16号様式）に添付書類と **10,000円分の高知市収入証紙**を添えて申請してください。登録日は屋外広告物の許可日と同じ月2回（15日・月末）となります。また、登録をされますと、その内容が屋外広告業者登録簿に登載され、高知市都市計画課において一般の方が閲覧できることとなります。

### ② 登録申請者

登録申請者は、登録を受けようとする者となります。登録申請者が法人の場合は、法人登記による名称及び代表者の職・氏名を記載してください。

### ③ 法定代理人

登録申請者が個人で未成年者の場合は、登録申請書に法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所等を記入してください。

登録申請者が営業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者である方は、法定代理人が個人の場合、略歴書と住民票抄本を添付してください。法定代理人が法人の場合は登記事項証明書と法人の略歴書と法人役員全員の略歴書を提出してください。

### ④ 営業所及び業務主任者

登録申請者は、高知市内で営業を行う営業所ごとに業務主任者を選任しなければなりません。その業務と資格は次のとおりです。

#### ○業務主任者の業務

- 1 条例、その他広告物等の表示又は設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
- 2 広告物等の表示又は設置に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示又は設置に係る安全の確保に関すること。
- 3 営業所ごとに備える屋外広告物条例第51条に規定する帳簿の記載に関すること。
- 4 1～3に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

#### ○業務主任者の資格（次に掲げるいずれかの者）

- 1 屋外広告士（登録試験機関が実施する試験の合格者）
- 2 地方公共団体の実施する講習会修了者
- 3 職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者

営業所ごとに業務主任者の設置義務がありますので、各営業所の業務主任者の氏名を記載し、資格証明書の写しと住民票の抄本を添付してください。なお、更新の場合で業務主任者に変更がないときは、資格証明書の写しは不要です。

### ⑤ 誓約書（第17号様式）

誓約書は、登録申請者（登録申請者が法人の場合はその役員全員、個人の場合で営業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合は法定代理人を含む。法定代理人が法人の場合はその役員も含む。以下同じ。）が条例第43条に規定する登録の拒否要件に該当しない旨を誓約する書類であり、登録申請者が代表して提出してください。

## ⑥ 略歴書（第 18 号様式）

個人の場合は、本人欄にレ印を入れて 1 部提出してください。

法人の場合は、**法人**の略歴書と**法人役員全員分**の略歴書をそれぞれ提出してください。法人役員の記載欄が不足する場合は別紙でお願いします。法人役員は、有限ならびに株式会社の取締役や執行役をいい監査役は含みません。

例)「こうち株式会社」という法人で役員が 2 名の場合

法人（登録申請者）⇒ こうち株式会社 代表取締役 高知太郎（印は会社登録印）※

法人役員（個人）⇒ 高知太郎（個人印）※ 土佐じろう（個人印）※

※ 本人が自署しない場合は、記名押印が必要となります。

## ⑦ 登記事項証明書または登記簿謄本、住民票抄本

発行日から 3 ヶ月以内の原本を提出してください。（写しは不可）

## ⑧ 登録申請（新規・更新）に必要なもの

屋外広告業登録申請書（第 16 号様式）を 2 部（1 部は写し可）作成し、**10,000 円分の高知市収入証紙**と下記の添付書類を 1 部提出してください。

確認事項	法人	個人
法人の確認	登記事項証明書（原本）	
賞罰の有無	略歴書（法人、法人役員全員）	略歴書（本人）
広告物条例第 43 条	誓約書	
業務主任者の確認	住民票抄本（原本）	
業務主任者の資格	資格証明書（写し）	

※ 複数の営業所を登録する場合は、各営業所の業務主任者の全員分が必要です。

※ 法人登記簿の代表役員の住所が異なる場合は、住民票抄本が必要となります。

## ⑨ 押印省略について

令和 3 年 12 月 6 日以降、屋外広告業に関する申請書や届出書等については、押印を省略できるものとして取り扱うこととなりました。

なお、誓約書など一部の書類につきましては、本人による署名若しくは記名押印が必要なものもありますのでご注意ください。

# 高知市収入証紙売りさばき所一覧

R05/4

証紙売さばき人	指定売さばき所	電話番号	郵送対応
高知県屋外広告美術協同組合	〒781-0814 高知市稲荷町10-23-301	(088) 885-3178	可
高知市食品衛生協会	〒780-0850 高知市丸ノ内一丁目7-45 総合あんしんセンター1階	(088) 825-2933	可
高知市職員労働組合	〒780-8571 高知市本町五丁目1-45 高知市役所第二庁舎3階	(088) 822-9693	
株式会社 四国銀行 高知市役所支店	〒780-8571 高知市本町五丁目1-45 高知市役所本庁舎1階 午後3時まで	(088) 873-5820	
高知県食肉事業協同組合	〒781-0086 高知市海老ノ丸13-58 高知県広域食肉センター1階	(088) 884-5477	
長田 理恵	〒780-0861 高知市升形5-2 (有)ワイ・オー設計内	(088) 875-1415	
公益社団法人 高知県獣医師会	〒780-0833 高知市南はりまや町1丁目16-22	(088) 885-7002	
(有)鏡川商事	〒780-0870 高知市本町五丁目1-45 ファミリーマート高知市役所店	(088) 826-6550	

※金額は、ご確認のうえ、お間違えのないようにお願いします。誤って購入された場合でも購入窓口では交換や払い戻しができませんのでご注意ください。

※郵送対応の手続き等については、売りさばき人ごとに異なります。書留手数料等が本人負担となることもありますので、事前に、振り込み・郵送についてご確認ください。

【提出／お問い合わせ先】

高知市役所 都市計画課 本庁舎5階 510窓口  
TEL 088-823-9465 FAX 088-823-9454

住所 〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号

H P <http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/52/>

E-mail [kc-170200@city.kochi.lg.jp](mailto:kc-170200@city.kochi.lg.jp)

ホームページから申請書、略歴書等の様式がダウンロードできます

